

平成 2 8 年 第 1 回
京丹波町議会臨時会

会 議 録

京丹波町議会

平成28年第1回京丹波町議会臨時会

平成28年2月4日(木)

開会 午前9時00分

1 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
京丹波町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止する条例
の制定について
- 第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
平成27年度京丹波町一般会計補正予算(第5号)
- 第7 同意第1号 京丹波町桧山財産区管理委員の選任について
- 第8 同意第2号 京丹波町梅田財産区管理委員の選任について
- 第9 同意第3号 京丹波町三ノ宮財産区管理委員の選任について
- 第10 同意第4号 京丹波町質美財産区管理委員の選任について
- 第11 議案第1号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算(第6号)
- 第12 議案第2号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員(16人)

- 1番 坂本美智代君
- 2番 東まさ子君
- 3番 森田幸子君
- 4番 篠塚信太郎君

5 番 山 田 均 君
6 番 山 内 武 夫 君
7 番 山 下 靖 夫 君
8 番 原 田 寿 賀 美 君
9 番 山 崎 裕 二 君
10 番 村 山 良 夫 君
11 番 岩 田 恵 一 君
12 番 北 尾 潤 君
13 番 梅 原 好 範 君
14 番 鈴 木 利 明 君
15 番 松 村 篤 郎 君
16 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（10名）

町 長 寺 尾 豊 爾 君
副 町 長 畠 中 源 一 君
参 事 伴 田 邦 雄 君
参 事 山 田 洋 之 君
総 務 課 長 中 尾 達 也 君
税 務 課 長 松 山 征 義 君
住 民 課 長 長 澤 誠 君
保 健 福 祉 課 長 下 伊 豆 か お り 君
商 工 観 光 課 長 山 森 英 二 君
瑞 穂 支 所 長 川 畷 勇 人 君

6 出席事務局職員（2人）

議 会 事 務 局 長 堂 本 光 浩
書 記 山 口 知 哉

開議 午前9時00分

○議長（野口久之君） 皆さんおはようございます。

本日は、大変お忙しい中ご参集いただき、ご苦労様です。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成28年第1回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、3番議員・森田幸子君、4番議員・篠塚信太郎君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（野口久之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されています案件は、承認第1号ほか8件です。

提案説明のため、寺尾町長ほか関係者の出席を求めました。

2月1日に議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

議会広報特別委員会には、議会だより第46号の発行をいただきました。

本臨時会終了後、全員協議会を開催しますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで、平成27年第4回定例会の村山良夫君の一般質問における町長の答弁につきまして、訂正の申し出がございましたので、これを許可します。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） おはようございます。平成27年第4回定例会の一般質問1日目におきます村山議員の一般質問の中で、町長が答弁されました内容の内、借入地方債残高を150億円とした場合の町の負担額が30パーセントの4億5千万円と答弁をされましたが、30パーセントの45億円でございますので、ここに訂正をさせていただきます。

以上です。

《日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について～日程第12、議案第2号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（野口久之君） 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第12 議案第2号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。本日ここに、平成28年第1回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることにつきましては、国の税制改正大綱並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令の施行に伴いまして、本町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

本人確認手続等における納税義務者等の負担を軽減するために個人番号の記載を要しないとされたことを受け、関連する事項について一部改正を行うものであります。

承認第2号 専決処分の承認を求めることにつきましては、承認第1号と同様に国の税制改正大綱並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令の施行に伴いまして、本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

個人確認手続における納税義務者等の負担を軽減するために、個人番号の記載を要しない

とされたことを受け、平成27年第4回京丹波町議会定例会におきまして議決をいただきました本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止するものであります。

承認第3号 専決処分の承認を求めることにつきましては、平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）につきましては、専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いいたします。

平成26年度に丹波地域開発(株)に対しまして行いました補助金交付等に関しまして、住民訴訟が提起されたことに伴う弁護士費用を計上したものでございます。

次に、同意第1号から同意第4号につきましては、瑞穂地区内における四つの財産区の管理委員の任期が本年2月19日をもって満了となりますことから、委員の選任について、議会の同意をお願いしております。

それでは、同意第1号の京丹波町桧山財産区管理委員として、選任の同意をお願いする方々につきまして、ご紹介を申し上げます。

山崎 建男氏は、京丹波町中台新南垣内3番地にお住まいで、昭和26年12月24日のお生まれです。西日本旅客鉄道(株)に長く勤務されておりました。財産区運営委員を歴任され、現在、京都府文化財保護指導委員をされておられます。引き続き管理委員に選任するものであります。

淵上 光雄氏は、京丹波町橋爪中山1番地にお住まいで、昭和27年1月25日のお生まれです。農協職員として長く勤務され、現在は農業を営まれ橋爪区区長を務められています。今回、新たに管理委員に選任するものであります。

森脇 茂和氏は、京丹波町井脇井脇58番地にお住まいで、昭和26年2月3日のお生まれです。農協職員として長く勤務され、現在は、農業を営まれています。また、農業委員を歴任され井脇区区長を務められています。今回、新たに管理委員に選任するものであります。

平田 順一氏は、京丹波町大朴峠38番地にお住まいで、昭和23年1月18日のお生まれでございます。建設設備会社に長らく勤務され、大朴区区長を歴任されています。今回、新たに管理委員に選任するものであります。

上原 守氏は、京丹波町井尻中ノ手32番地にお住まいで、昭和26年6月16日のお生まれでございます。町職員として長く勤務され、井尻区区長や交通指導員を歴任されております。今回、新たに管理委員に選任するものであります。

前田 昌成氏は、京丹波町八田鍋谷11番地にお住まいで、昭和27年3月30日のお生まれです。町職員として長く勤務され、八田区長を歴任されています。今回、新たに管理委員に選任するものであります。

谷内 豊氏は、京丹波町小野宮ノ前5番地1にお住まいで、昭和23年6月28日のお生まれです。教職員として長く勤務され、小野区区長を歴任されております。今回新たに管理委員に選任するものであります。

続きまして、同意第2号 梅田財産区管理委員として選任の同意をお願いする方々について、ご紹介申し上げます。

高橋 敏明氏は、京丹波町水原上里10番地にお住まいで、昭和24年8月9日のお生まれです。陸上自衛隊に長く勤務され、水原区区長を歴任されています。今回、新たに管理委員に選任するものであります。

辻 吉喜氏は、京丹波町上大久保ヤナガ砂18番地にお住まいで、昭和27年9月18日のお生まれです。現在、瑞穂農林(株)に勤務され、上大久保区区長を歴任されています。今回、新たに管理委員に選任するものであります。

畠中 二三雄氏は、京丹波町下大久保久保地77番地にお住まいで、昭和23年1月7日のお生まれです。機械部品の卸売業を営まれ、下大久保区区長を歴任されています。引き続き管理委員に選任するものであります。

荻野 繁氏は、京丹波町鎌谷下ウスギ2番地にお住まいで、昭和21年1月18日のお生まれです。左官業を営まれ、農業委員及び鎌谷下区区長を歴任されています。引き続き管理委員に選任するものであります。

熊原 涼一氏は、京丹波町鎌谷中堂坂5番地にお住まいで、昭和22年9月13日のお生まれで、現在瑞穂農林(株)に勤務され、鎌谷中区区長を歴任されています。引き続き管理委員に選任するものであります。

奥井 光春氏は、京丹波町鎌谷奥根直53番地にお住まいで、昭和29年3月15日のお生まれです。現在、建設会社に勤務され鎌谷奥区長を歴任されています。引き続き管理委員に選任するものであります。

軽尾 勇氏は、京丹波町東又西板谷3番地にお住まいで、昭和27年9月4日のお生まれです。現在、医療法人に勤務され、東又区区長を務められています。瑞穂町議会議員、財産区管理委員を歴任され、再び管理委員に選任するものであります。

続きまして、同意第3号 三ノ宮財産区管理委員の選任について、同意をお願いする方々についてご紹介を申し上げます。

山内 幸博氏は、京丹波町栗野町15番地にお住まいで、昭和25年2月13日のお生まれです。長らく教職員として勤務されておりました。京丹波町公平委員や栗野区区長を歴任されております。今回、新たに管理委員に選任するものであります。

上田 三雄氏は、京丹波町妙楽寺風呂ノ本68番地2にお住まいで、昭和23年2月2日のお生まれです。瑞穂農林(株)に勤務されておりました。妙楽寺区区長を歴任されています。引き続き管理委員に選任するものであります。

西村 優氏は、京丹波町水呑松本70番地にお住まいで、昭和20年9月26日のお生まれです。西日本JRバス(株)に長く勤務されておりました。水呑区区長を歴任されています。今回、新たに管理委員に選任するものであります。

宇野 栄晃氏は、京丹波町三ノ宮今宮32番地にお住まいで、昭和45年10月21日のお生まれです。府立高校教員として勤務され、現在は農業を営まれ、三ノ宮自治会長を務められています。今回、新たに管理委員に選任するものであります。

前田 和成氏は、京丹波町質志縄手5番地にお住まいで、昭和26年7月18日のお生まれです。現在建築設計事務所を営まれ、質志区区長を務められています。今回、新たに管理委員に選任するものであります。

田中 吉弘氏は、京丹波町戸津川堂ヶ市34番、34番丙合地にお住まいで、昭和26年12月20日のお生まれです。警備会社にお勤めで、戸津川区区長を歴任されています。今回、新たに管理委員に選任するものであります。

梅垣 茂信氏は、京丹波町猪鼻上村21番地にお住まいで、昭和30年1月21日のお生まれです。長年建築業を営まれ、現在猪鼻区自治会長を務められています。引き続き管理委員に選任するものであります。

続きまして、同意第4号 質美財産区管理委員として選任の同意をお願いする方々について、ご紹介申し上げます。

松永 正次氏は、京丹波町質美清水本5番地にお住まいで、昭和24年4月27日のお生まれです。農業機械販売店に勤務されておられます。引き続き管理委員に選任するものであります。

狭間 由浩氏は、京丹波町質美德善寺31番地にお住まいで、昭和27年5月2日のお生まれです。現在社会福祉法人京都眞生福祉会にお勤めで、中村区区長を務められています。今回、新たに管理委員に選任するものであります。

庄田 金夫氏は、京丹波町質美庄ノ下7番地4にお住まいで、昭和23年2月4日のお生まれです。現在、農業を営まれておられます。今回、新たに管理委員に選任するものであります。

上林 均氏は、京丹波町質美林ノ下2番地1にお住まいで、昭和17年3月11日のお生まれです。石工業を長年営まれており、和田区区長を歴任されています。今回、新たに管理委員に選任するものです。

山口 保信氏は、京丹波町質美山田垣内4番地1にお住まいで、昭和24年10月22日のお生まれです。電気工事技師として長く勤務され、現在は町内の電気店にお勤めです。上野区区長を歴任されています。引き続き管理委員に選任するものであります。

室 忠志氏は、京丹波町質美下辻17番地2にお住まいで、昭和24年4月6日のお生まれです。教職員として長く勤務されておりました。今回、新たに管理委員に選任するものであります。

山内 定夫氏は、京丹波町質美山内垣内1番地にお住まいで、昭和22年7月23日のお生まれです。現在、京丹波キノコ園(株)に勤務されており、北久保区区長を務められています。今回、新たに管理委員に選任するものであります。

以上、ご紹介しました皆さまはそれぞれ豊富なご経験により、地元区の活動におきましても、多方面にわたり活躍されており、また農林行政にも見識があり、財産区管理委員として適任であります。ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第1号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）につきましては、補正前の額11億8,708万円に今回8,361万5千円を追加しまして、補正後の額を11億7,069万5千円とすることをお願いしております。今年1月に予算成立いたしました国の補正予算において、一億総活躍社会の実現に向けた施策として、低所得の高齢者等を対象に、年金生活者等支援臨時福祉給付金の実施に伴う経費として、9,408万3千円の増。介護保険事業特別会計において、新制度への移行に伴う事業組み替え及び事業費の精査により、介護保険事業特別会計繰出事業で1,029万9千円の減などです。

議案第2号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）では、事業勘定において補正前の額22億2,830万8千円から7,899万5千円を減額し、補正後の額を21億4,931万3千円とすることをお願いしております。介護保険法の改正により地域包括ケアシステムの構築を目的に平成28年度中にすべての市町村において、新たな総合事業に取り組むことになっております。本町においては、第6期介護保険事業計画において、平成28年度後半から徐々に移行するとしておりましたが、その移行時期を今年度3月に早めることとし、必要な事業費の組み替えを行うとともに、各事業の精査を行うものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） それでは、承認第1号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

今回の条例改正に係る専決処分につきましては、国の税制改正大綱において、地方税関係書類の内、申告書等の主たる手続きと合わせて提出され、または申告等の後に関連して提出されると考えられる一定の書類について、納税義務者等の負担の軽減を図るため、個人番号の記載を要しないこととされたことにより、国より個人番号の利用の手続きの一部見直しが示されたところがございます。これを受け、地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正が、平成27年12月25日に公布されたところであり、町税条例の一部を改正する条例につきましても、法施行規則と同様に平成28年1月1日から適用できるよう規定を速やかに改正する必要性が生じたことから、措置をさせていただいたものでございます。

それでは改正の内容につきまして、その概要を新旧対照表によりご説明申し上げます。

まず、新旧対照表をご覧ください。

第51条につきましては、町民税の減免を定めているところでございますが、納税義務者等の負担を軽減するために、申請書に個人番号の記載を要しないこととするため、規定における所要の整理を行うものであります。

次に、同じく新旧対照表をご覧ください。第139条の2につきましても、特別土地保有税の減免を定めているところでございますが、先ほどの第51条の改正と同様に申請書等に個人番号の記載を要しないこととするため、所要の整理を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） それでは、承認第2号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の専決処分につきましては、町税条例と同様、国の税制改正大綱並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成27年12月25日に公布され、本人確認手続き等の納税義務者等の負担を軽減するために、個人番号の記載を要しないこととされたことを受けま

して、先ほどの町長の提案理由説明にもありましたように、平成27年第4回京丹波町議会定例会において議決いただきました町国保税条例の一部を改正する条例を、平成28年1月1日施行までに廃止する必要が生じたため、専決処分をさせていただいたものでございます。

なお、廃止条例の内容といたしましては、国民健康保険税の減免に関する条文、第25条第2項第1号中ですが、保険税の減免を受けようとするものの氏名及び住所に根拠法令と合わせて個人番号の文言を前回追加させていただいたものを、今回廃止させていただくものでございます。

以上、簡単ですが補足説明とさせていただきます。

ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 続きまして、承認第3号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）では、平成26年度で丹波地域開発(株)に対して行いました補助金の支出並びに土地の購入につきまして、補助金の交付決定の取り消しや土地の売買契約が無効であること等を趣旨とした住民訴訟が、平成27年11月25日に提起をされました。その後、平成28年1月7日付けで京都地方裁判所から第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状の通知とともに訴状の送達を受けたところでございます。概要につきましては、別紙住民訴訟の概要としまして、過日配布させていただいたところでございます。このため、町といたしましては、訴訟の事務の遂行にあたり、専門的知識を必要とし、また訴訟の重要性や訴訟を遂行する職員の負担等総合的に判断をいたしまして、顧問弁護士に訴訟代理人として委任することといたしました。

今回の専決を行いました補正内容でございますが、委任に伴いまして必要となります着手金を計上するとともに、結審し勝訴した場合に成功報酬を支払う必要があることや判決までに期間を要することも想定されることから、債務負担行為を設定しております。

それでは、予算書によりまして、説明をさせていただきます。

今回の一般会計補正予算（第5号）では、補正前の額117億8,060万円に648万円を追加し、補正後の額を117億8,708万円とさせていただくものでございます。

続く第2条では、債務負担行為の補正を行っております。予算書を2枚めくっていただきまして、3ページの第2表債務負担行為補正をご覧ください。債務負担行為には事項、期間、限度額を定められた様式に記載することとされておりますが、その限度額の金額等の表示が困難な場合は、文言により記載することとされておりますことから、債務負担行

為の期間には、平成28年度から事件処理終了年度まで。また、限度額には、訴訟委任契約に伴う報酬金及び実費等の額とそれぞれ記載をしております。

なお、専決につきましては、1月26日付けで行っております。

次に、事項別明細書の4ページをご覧ください。2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、一般管理経費で弁護士委託料として、訴訟にかかります着手金として、648万円を計上いたしております。着手金の額につきましては、委任先であります顧問弁護士事務所から提示いただいた金額といたしております。この財源といたしましては、戻っていただきまして、3ページの歳入の18款 繰入金、2項 基金繰入金の財政調整基金繰入金で同額を計上いたしております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 川島瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（川島勇人君） 同意第1号から第4号の瑞穂地区内四つの財産区管理委員の選任につきまして、補足説明をさせていただきます。任期につきましては、平成28年2月20日から4年間となっております。

この選任に至ります経過でございますが、旧来からの方法によりまして、昨年末より各区長さんあてに推薦依頼をお願い申し上げまして、それぞれご推薦いただいた方を今回選任するというところでお願いを申し上げます。

まず、第1号の松山財産区の管理委員さんですが、今回新たに選任同意をお願いする方は、瀧上三雄さん、森脇茂和さん、平田順一さん、上原 守さん、前田昌成さん、谷内 豊さんの6名の方々と、山崎建男さんは、現在も管理委員としてお世話になっている方でございます。

次に、同意第2号の梅田財産区の管理委員さんですが、新たに選任をお願いする方は、高橋敏明さんと辻 吉喜さんでございます。軽尾 勇さんにつきましては、前々期にも一期お世話になっております。畠中二三雄さん、荻野 繁さん、熊原涼一さん、奥井光春さんにつきましては、現在も管理委員としてお世話になっている方々でございます。

同意第3号の三ノ宮財産区でございますが、山内幸博さん、西村 優さん、宇野栄晃さん、前田和成さん、田中吉弘さんにつきましては、新たに管理委員として選任をお願いする方々でございます。上田三雄さんと梅垣茂信さんは、現在管理委員としてお世話になっている方々でございます。

同意第4号でございますが、質美財産区につきましては、狭間由浩さん、庄田金夫さん、上林 均さん、室 忠志さん、山内定夫さんを新たに管理委員として選任をお願いする

ものでございまして、松永正次さんと山口保信さんについては、現在も管理委員としてお世話になっている方々でございまして。

なお、本日同意をいただく方ではございませんが、京丹波町財産区管理会運営委員設置要綱に基づき、各財産区1名の運営委員を置くことが出来ると定められております。現在、内定しております方を参考までにお名前のみ紹介させていただきます。桧山財産区は、和田区の折竹 博さん。梅田財産区は、坂井区の竹市建夫さん、三ノ宮財産区は、保井谷区の竹内博俊さんでございまして。任期は管理委員さんと同じ4年となっております。なお、質美財産区は設置されないこととなっております。

以上、簡単でございまして、同意第1号から同意第4号までの説明とさせていただきます。ご同意いただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 続きまして、議案第1号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、補正前の額117億8,708万円に8,361万5千円を追加し、補正後の額を118億7,069万5千円とすることを願います。

はじめに歳出の内容につきまして、事項別明細書5ページから説明をさせていただきます。

3款 民生費、1目 社会福祉総務費で新たな事業といたしまして、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業に9,408万3千円を計上しております。内容といたしましては、町長の提案理由の説明にございましたとおり、今年度国の補正予算によりまして、一億総活躍社会の実現に向け、賃金の引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援によるアベノミクスの成果の均てんの観点や高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る観点に立ち、社会保障・税一体改革の一環として、平成29年度から実施される年金生活者支援給付金の前倒し的な位置付けになることも踏まえ、また平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう、低所得者の高齢者等を対象に実施されるものでございまして。支給対象者は、平成27年度の簡素な給付措置として現在行っております臨時福祉給付金の対象者の内、平成28年度中に65歳以上となる方を対象として、給付対象者1人につき3万円を給付するものでございまして。予算書内3節の職員手当等から14節使用料及び賃借料までが給付に係ります事務的経費といたしまして、合わせて467万円。19節の負担金補助及び交付金では、システムの改修負担金としまして、55万3千円。また、年金生活者等支援臨時福祉給付金には、受給対象者としてこれまでの給付実績等を勘案し、2,962人を見込みまして、8,886万円を計上しております。

次に、4目 老人福祉費、介護保険事業特別会計繰出事業では、1,029万9千円の減といたしております。介護保険事業特別会計におきまして、介護保険法の改正に伴い、地域包括ケアシステムの構築を目的に地域支援事業として、介護予防・日常生活支援総合事業といいます新しい総合事業への移行が必要となり、各種事業の組み替えを行うとともに、各事業の精査を行ったことで、一般会計の繰出金が減額となったものでございます。

4款 衛生費、2目 保健事業費、高齢者実態把握事業におきましては、13節 委託料、生活機能評価委託料で、事業費の精査によりまして、16万9千円の減といたしております。

次に、戻っていただきまして事項別明細書3ページ歳入でございますが、14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、2目 民生費国庫補助金、1節 社会福祉費補助金では、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付に係ります給付金等事務費への補助金といたしまして、9,408万3千円を計上いたしております。

4ページの18款 繰入金、2目 財政調整基金繰入金におきましては、事業費の精査等に伴う減額から、その財源として繰入をしておりました基金繰入金の減額を行うものでございます。

その他の歳入につきましては、事業精査によりまして、補正をいたしているものでございます。

以上、議案第1号 一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 続きまして、議案第2号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の事業勘定分につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定において、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ7,899万5千円を減額し、補正後の歳入歳出の総額を21億4,931万3千円とさせていただくものでございます。

昨年の介護保険法の改正に伴い、平成28年度中にすべての市町村において介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業に移行することとなっております。本町におきましては、第6期介護保険事業計画において、平成28年度後半から徐々に移行することとしておりましたが、その移行時期を今年度3月中に早めることとして予算の組み替えが必要となったことから、補正をお願いするものでございます。合わせまして、今年度の保険給付費の精査、国・府負担金等の交付申請に基づく所要の精査をさせていただいております。

新しい総合事業のあり方や移行時期につきましては、町内事業所におけるケアマネジャーさんの不足やヘルパーさん等、介護従事者が不足している現状を踏まえ、昨年度からヘルパーサービス責任者会議、ケアマネジャー協議会、地域ケア会議等において協議を重ねてまいりました。そして、主に次の3点の理由から移行時期を早めることについて、検討をしてきたところでございます。

一つには、新しい総合事業に移行した場合、利用者の選択肢が増え、要支援認定を受けられた方も、これまでの介護予防事業を継続して利用いただくことが出来るようになること。

二つには、新しい総合事業では、要支援に認定されていても、保健師が作るケアプランで利用できる緩和型のサービス、これまでの二次予防事業などがございますが、そのようなサービスもあり、必ずしもケアマネジャーのケアプラン作成を必要としないことから、介護人材、特にケアマネジャー不足への対応に繋がると考えられること。

そして、三つ目として、地域支援事業の上限額、つまり地域支援事業交付金の対象となる限度額が平成27年度中に移行したほうが最も有利と見込まれること。

以上の検討項目などにつきまして、改めて町内事業所への説明と意見交換を行い、調整が図られたこと。また、介護保険事業計画を審議いただく地域包括ケア推進委員会での協議、承認を得たことから今年度中の移行、具体的には平成28年3月28日から移行したいと考えておまして、そのために必要な予算の組み替えについてお願いするものでございます。

ただ今、申し上げましたことは、お手元に配布させていただきましたホッチキス留めの資料の中にA4両面のものとA3の用紙3枚綴らせていただいております。本町の移行スケジュールとしましては、別紙2に記載させていただいております。

それでは、補正予算の主なものにつきまして、歳出から説明をさせていただきます。事項別明細書の6ページ、歳出をお願いします。1款 総務費では、制度改正に伴いますシステム改修負担金等全体で、24万4千円の追加をお願いするとともに、認定審査会費として調査員の雇用賃金を、54万4千円減額するものでございます。7ページ、2款 保険給付費、1項 介護サービス等諸費では、1目 居宅介護サービス給付費負担金で、1,531万5千円の減。3目 施設介護サービス給付費負担金で、5,181万6千円の減額としております。

いずれも、これまでの給付実績等から推計しておりますが、主な要因といたしましては、当初予算編成時に見込んだ利用者数の伸びがあまり見られないこと。介護報酬の改定に伴う影響があると見込んでおります。

8 ページ、2 項 介護予防サービス等諸費では、1 目 介護予防サービス給付費負担金として、1, 142 万 2 千円の減額。介護報酬改定の影響分と町内の事業所で9月からデイサービスを休止されたことに伴う影響分がございました。

4 目 介護予防サービス計画給付費では、新しい総合事業への移行分として組み替え11万円を減額しております。

その他の保険給付費につきましては、歳入予算の補正に伴いまして、財源振り替え等を行っております。

次に、10 ページからの3 款 地域支援事業について、説明を申し上げます。新しい総合事業に移行する市町村に示されております予算費目としては、介護予防事業費に代わって介護予防生活支援サービス事業費の項で予算編成となりますが、年度途中での移行であることから、これまでの介護予防事業費の一部、主に2 目の二次予防事業費の一部を12 ページの介護予防生活支援サービス事業費に組み替えることとしております。

また、今年度地域支援事業交付金対象となる平成27年度地域支援事業実施要綱が去る1月15日付けで通知され、これまで任意事業に計上していたものが、一次予防事業や包括的支援事業に位置付けられたことから、この分も合わせまして予算費目の組み替えを行うこととしております。地域支援事業全体では、9万3千円の減額となっております。

10 ページ3 款の地域支援事業費、1 項 介護予防事業費は、全体で84万2千円の減額とし、1 目 一次予防事業費については、11 ページ下段の2 目 任意事業からの組み替え。2 目 二次予防事業費については、12 ページ介護予防・生活支援サービス事業費への組み替えを行っております。

主なものとしたしましては、11 ページ2 目 任意事業、地域自立生活支援事業で118万4千円の減額としておりますが、その中で計上しておりましたサロン活動、ふれあい型給食サービス事業など地域住民グループ支援活動事業委託料として、10 ページ最上段の一次予防事業の地域介護予防活動支援事業へ。1人ぐらし高齢者のレクリエーション事業など、地域自立生活支援事業委託料につきましては、介護予防普及啓発事業への組み替え。また、生活支援ボランティア養成については、地域ボランティア養成事業委託料として10 ページ2 項、1 目 包括的支援事業の生活支援・介護予防サービス基盤整備事業への組み替えを行っております。

12 ページの3 項 介護予防・生活支援サービス事業費については、新たに総合事業移行後の費用として151万円を計上するものです。現行相当サービス事業125万6千円につきましては、住所地特例の対象となる本町の被保険者が既に新総合事業を実施されているほ

かの市町村において、現行相当サービスとしてこれまで同様の介護予防訪問介護、介護予防通所介護を利用された場合の費用を支払うものとして、19節に介護予防サービス事業負担金を計上いたしております。

介護予防ケアマネジメント事業負担金も同様でございます。

また、これまでの二次予防事業の通所サービスを引き継いで実施することとしてミニデイサービス事業、運動器機能向上事業などを通所型サービスA事業、通所型サービスC事業に位置付け、予算の組み替えをしております。

具体的な事業の移行につきましては、配布させていただきました資料のA4裏面の2ページをご覧ください。

次にページを戻っていただきまして、3ページの歳入をお願いします。1款の保険料においては、直近の調定額から精査を行いまして、全体で23万1千円を追加しております。3款の国庫支出金、4款 支払基金交付金、5款 府支出金につきましては、歳出保険給付費の増減により変更が生じるところでもございますが、今年度は変更交付申請に基づき交付される見込であることから、変更交付申請額で整理をさせていただいております。なお、次年度において、実績報告に基づき、精算が行われることとなっております。

4ページの5款 府支出金、1目 地域支援事業交付金のうち、2節 地域包括ケアシステム推進補助金につきましては、生活支援に係る新たなボランティアの養成事業について、京都府地域包括ケア交付金の活用が決まったことから、35万円を追加させていただいております。

7款 繰入金、1項 一般会計繰入金につきましては、ルール分の精査を行うとともに5ページ、2項 基金繰入金、1目 介護給付費準備基金繰入金、33万3千円を減額して、収支の均衡を図らせていただいております。

以上、議案第2号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）事業勘定分についての補足説明とさせていただきます。

ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

山田君。

○5番（山田 均君） 承認案件でございますけれども、専決処分ということになっておりますが、1点お尋ねしておきたいといひますのは、今回既に条例改正をした部分を納税義務者の

負担軽減をするものとして条例改正を新たにするというごさいますけども、この提案されたときに、例えば全国的にいえば、実際個人番号について、29年から実施というような期間の余裕があるということでお尋ねした件があったと思うんですが、敢えて政令に基づいて条例を改正したわけですが、結局問題が起こってまた変更ということになっておるんですけど、国から施行に基づく政令が来た場合、必ずそれは市町村としては、条例改正をして実施をしなきゃならんという義務付けとか、規則とか、法令とかいうものがあるのかどうか、お尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） ただ今のご質問でございすけども、前回12月にもお答えさせていただきましたとおり、法律と条例というものは連動するものでございまして、法律の改正の後に各地方自治体に準則が示されまして、それに基づいて速やかに一体性を持った改正を行うということでご説明させていただきました。今回の内容につきましても、当時は当然個人番号を記載するという方針の元で作られました法律、またはそれに基づいて示されました準則の元に整備をしていたわけですが、また今回の部分につきましては、減免の申請ということで平成28年1月1日からの適用というように定められていたものでございす。本当に年末に国のほうから大綱が示されまして、またそれに伴って一部取り扱いの見直しという通知がまいりまして、またこれに係る準則も同様に示されたということで平成28年1月1日からの適用ということでの通知でもございまして、これに基づきまして、速やかに改正を行わせていただいたものでございす。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今回の改正は当然だと思うんですけども、今言われたように全国の中では、そういう今回のマイナンバーに伴ういろんな問題が噴出しておるということでそれぞれの末端の市町村では、そういう条例の制定を見合すというか、若干遅らせるということもあったわけですね。そういうとことの関係でいうと今の答弁からすると、そういうことが全国にあるとすれば当然一定の独自性と言いますか、独立しておるんですから、一定の法律が公布されて、それを実際にそれぞれが実施をするという時期が一定期間あったわけで、今回の場合は、その期間をすぐに条例改正せずに、実際実施される期間までそれぞれの末端の市町村の条例を見合すというところがあったんで、そういう裁量というのはないのかどうかということをお尋ねしたんで、実際全国にはそういうところがあったんで、ということは見合わせておった市町村は、今言われるように国の法律に違反しているのかどう

か。そういう今回の場合はそういうことがあったということですので、その点もう一度伺っておきたいし、そういう市町村があったということを担当課としては知っておるのかどうか。調査もされておるのかどうかということも合わせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 本町といたしましては、国の通達、通知に示されます準則に基づきまして、粛々と業務を行っていくという方針でございます。

他市町村の動向につきましては、周知はいたしておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより承認第1号を採決します。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

○議長（野口久之君） 次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止する条例の制定についての質疑を行います。山田君。

○5番（山田 均君） 先ほどの税条例との関係も当然あるわけですけども、やはりそれぞれの担当課としては、当然条例や法律に基づいて事務を執行するのは当然でありますけども、それは一番基本というのは公務員として宣誓をされておりますように、住民に奉仕するという立場ですんで、住民の立場に立ってその条例がどういう影響を及ぼすのかということと同時に、その施行する期間や実施する期間は、本当に適当なのかということも十分してすべき

だと。今もありましたように国にすべて遵守するということを言われましたが、やはりそういうことも合わせて、それが本当に住民にとってどうなのかということと、それが実際に実施する期間がどうなのかということも踏まえて、判断すべきだということを強く申し上げておきたいし、そういう立場をしっかりとるべきだと。常日頃町長が言われておるように、住民目線というのはそういう立場だと思うので、改めてその点について、見解を伺っておきたいと思います。

特に、今回出されておるのは、承認第2号ですけども、国保税の減免等について、番号を記入しなくてもよいということでした。当然だと思うんですけども、その点について、もう一度見解を伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） ただ今も税務課長から申しましたように、国あるいは町の中でも税関係条例と一体となって、同じような足並みで条例内容を統一していくというようなことで今回、この条例を廃止させていただくということになっています。先ほど税務課長から申しましたように、年末の大綱の閣議決定がなされまして、それに基づきまして、それに関連する条例を廃止させていただいたということですので、ご了承賜りますようよろしく願いいたしたいと思います。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 少し意味が分からないのでお聞きしたいんですが、納税義務者等の負担を軽減するためということではありますが、この負担の軽減というのはどういう意味なのか。これ見直しがされたわけですが、今後こういうマイナンバーは使用されないということなのか、合わせてお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） いわゆる負担の軽減ということでございまして、今までは書いてもらうことを求めていたわけですので。そのことが大きな負担ということで判断されまして、今回は以前のように記入をしていただく必要はないということですので。

今後につきましては、現時点では、状況がどうなるか分からないということですので。現時点では記入する必要はなくなったということですので。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終結します。

これより承認第2号を採決します。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

○議長(野口久之君) 次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 平成27年度京丹波町一般会計補正予算(第5号)の質疑を行います。

篠塚議員。

○4番(篠塚信太郎君) まず、第1点目ですが、これは町長にお聞きをしておきます。今回の違法公金支出返還請求事件の訴訟につきましては、平成26年第3回定例会及び26年第4回定例会で議決した事件に関連して提訴されていることとか、また住民訴訟という観点から議会としても重く受け止め、訴状の内容等につきまして、執行部と情報を共有し、様々な研究、調査をしなければならない事件だと私は考えております。訴状が届きましてから、専決処分されるまで、25日間あったにも関わらず、議員に訴状の内容等の説明がなかったというのは何故なのかということにつきまして、まずお聞きをしておきます。

次に2点目でございますが、資料配布されています住民訴訟の概要を見ますと、平成28年1月6日の訴状補正書が提出されまして、提訴のところです、京丹波町が被告ということになりましたが、何故地方公共団体が被告となったのか、その経緯につきましてお聞きをしておきます。

次、第3点目ですが、資料配布されています住民訴訟の概要で、訴状1の中に黒丸で塗りつぶされている部分があるわけですが、これは何故塗りつぶしてあるのかということをお聞きします。実際、2月2日に第1回口頭弁論があったようでございますが、それを行っておればこの部分が何であったのかははっきり分かるんですが、これは裁判で公開されているものを黒塗りして出すということはどうなのかということで、これは公開して明らかにしていた

だきたいと思います。できれば訴状のコピーを配布すべきだと思います。

第4点目でございますが、専決処分された補正予算第5号は、648万円の財源としまして、全額を財政調整基金を取り崩して、処分して充当しているんですが、財源を。財政調整基金条例第5条の規程では、基金は第1条の目的達成のため財政上必要と認められた限り、これを処分することができるかと定めておりますが、今回の繰入は第1条のどの部分に該当するのか、私理解できませんので、その処分された理由をお聞きをいたします。

第5点目ですが、訴訟委任契約の相手方は顧問弁護士事務所ということですが、顧問弁護士事務所の名前はつきり覚えてませんので、名称をお聞きすると、委託契約された年月日はいつになるのかということ。それと648万円の算定基礎ですが、弁護士事務所の提示額、いうた見積書になるんでしょうが、内訳書になるのか。提示額の内訳について詳しくお聞きしたい。着手金ということですが、1月7日に訴状が届いて、いつ契約されたのか分かりませんが、契約年月日をはっきりして欲しいですが、多分専決処分された日が契約年月日ではないかと思うんですね。それ以前ですと予算がないのに契約できませんので。それから2月2日の口頭弁論まで何日ですか。5、6日ですか。その間に648万円も要って法外な金額だなと。詳しく納得のいく説明をお願いしたいですね。全然これ補足説明にもなかったですね。

それと、顧問弁護士にさっと委託したということですが、弁護士事務所にも得意分野とそうでない不得意な分野がありまして、この顧問弁護士事務所は、住民訴訟事件を過去に担当したことがあるのかどうかということをお聞きしておきます。やはりこれは得意分野の事務所ですと、こちらが有利になるということもありますので、顧問弁護士事務所だから、今回の住民訴訟についても顧問弁護士事務所をお願いするというのは、どういう利点があつてそうされたのか。そのことをはっきりしておいて欲しいですね。

それと、契約の方法につきましては、随意契約になると思うんですが、本来648万円となりますと財務規則でいいますと第119条について、本来競争入札に付すべき委託契約であると思いますね。1月7日に訴状が届きまして、2月2日の第1回の口頭弁論までの期間がないということで随意契約でやむを得ないと私は思いますが、財務規則第119条第2項に定める予定価格、これは定められたのか、これお聞きしておきます。定めないとあかんとなっていますね。そして、同条第3項の規程による2人以上の者から見積書を徴取したかと、これも規程されてますので、これを取られてこの事務所を決められたのかということですね。これについてお聞きしておきます。

それと第6点目ですが、訴訟費用ですが、裁判で原告が勝訴した場合は、訴状の中の第6

番目に被告の負担ということにしてしておりますが、逆に被告が勝訴した場合、648万円、平成27年度分の弁護士委託料プラス後年度以降分を合計した全額が原告負担になるのか、ならないのか。私はならないというように聞いておるんですが、どちらなのかということをお聞きをします。

とりあえず、6点につきまして、答弁をお願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず第1点目、議会への説明が確かになされておられません。説明せんなんという認識がちょっと私になかったということで、今日までのことについてはご理解をいただきたいと思います。これから、説明すべきことが、これは議会に説明すべきだと、訴状内容についてということについては、しっかりと説明していきたいと思っております。残余は担当課から答弁させます。

以上です。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 次に町が被告となったその理由でございますが、先ほどもありましたように、請求の補正が出てきておまして、被告が京丹波町ということで、丹波地域開発(株)が取り下げられまして、京丹波町となっておりますけれども、行政処分でございますので、地域開発につきましては、行政処分ができないということで、行政処分行為が行われる町が被告となったということでございます。

それから、訴状の概要をお配りしておりますけれども、この段階につきましては、資料はこちらで作成しておりますけれども、原告側の個人のお名前等につきましても一旦省かせていただいておりますし、被告につきましても、個人ということございましたので、黒塗りという形で整理させていただきました。

今、言われましたように、当然裁判でもございまして、法廷で明らかになっている部分につきましては、黒塗りという整理は今後はしないというふうに思っております。

それから、補正でございますけれども、全額財政調整基金とさせていただいているところでございまして、財政運営で当然必要な財源ということで措置をさせていただいたところでございます。

それから、委任先でございますけれども、顧問弁護士をお世話になっております弁護士法人田中彰寿法律事務所でございます。

また、委任契約につきましては、平成28年1月26日でございます。

それから、着手金でございます。委任契約書の中にも着手金は謳われているわけですが

も、予め法律事務所のほうから見積書をいただいております、その額に基づきまして、契約をさせていただいているものでございまして、申し上げましたように補正でもありますように、着手金につきましては、648万円となっております。この着手金でございますけれども、各弁護士事務所等に報酬なり着手金の基準というものは設置をされておまして、その規定に従いまして算定をされております。基本的な部分につきましては、まず、経済的利益額というものを基準といたしまして、そこから金額ごとにその経済的利益額の基準ごとに、段階ごとに調整と言いますか、利率がございまして、その利率を掛けまして積み上げました総合計となっております。まず、300万円以下の部分につきましては8パーセントが係ることとなります。300万円を超え3,000万円以下の部分につきましては、5パーセントが係ります。3,000万円を超え3億円以下の部分につきましては、3パーセントが係りまして、3億円を超える部分につきましては2パーセントとなっております、それぞれを積み上げますと1,583万円。税別でございますがなりまして、そこから本町が顧問先であるということなり、事案の種類等が勘案をされまして、この金額から減額をされ、実際には税別で600万円となったところでございます。

それから、この法律事務所でございますけれども、過去に同様の案件で取り扱ったことがあるかというところでございますけれども、その部分に関しましては、こちらのほうで事前に調査等はしていないところでございます。

それから、随意契約に該当するというところでございますが、これに関しましては、専門的な知識等を有するということがあります、時間的な余裕もないということもございまして、競争入札に付すことが適切でないという判断の元から、特命での随意契約とさせていただいたところでございます。

また、予定額につきましては、提示をいただいた額ではございますけれども、定めはしていない状況でございます。

それから、最後に被告側が勝訴した場合でございますけれども、その場合につきましては、こちらの必要経費、訴訟費用というのは、すべては原告側に請求ができないものとなっております、答弁書のほうで申しておりますのは、ひとつには原告からの請求を棄却するという判決を求めますとともに訴訟費用につきましては、原告等の負担とするということで答弁書のほうは提出をしているところでございます。

以上です。

○4番（篠塚信太郎君） 答弁漏れが一個あるんですが。

○議長（野口久之君） はい、どうぞ。

○4番（篠塚信太郎君） 随意契約の委託するときに2人以上の者から見積もり書を徴取したかということですね、答弁漏れですんで答えてください。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 見積書は徴取しておりません。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） それぞれご答弁いただいたところではありますが、この裁判の訴状の内容等につきまして、今後は町長から進捗状況について、逐次議会に報告をするということで答弁いただいたという理解でよかったのかということと。

次が、この京丹波町が被告になったと、補正で被告になったというその説明の理由が私分からんですよ。丹波地域開発㈱が被告から取り下げられたということで、逆に京丹波町が被告になったというて、この説明では理解できませんので、そしたら理由があると思うんですね。京丹波町が被告になったという。そしたらこの訴状の中の1から5の請求の趣旨の中で、京丹波町がどこで何を請求されておるんですか、これ。このことがはっきり分かったら確かに京丹波町が、地方自治体が被告になるというのは分かるんですけど、住民の団体に対して住民を訴えておるということなんで、これはほかでは例がないように私聞いておりますんで、詳しく、さっきの説明では丹波地域開発㈱の代わりに京丹波町が被告になったんやて、そんな訳の分からん説明、弁護士に聞いて答弁してください。

次は、訴状の1の黒丸の部分ですが、これは明らかになっておるんで、これからは公開しますやなしに、これ今公開してください。

それで、議長、訴状のコピーの提出を求めます。

次4点目ですね、基金の取り崩しの理由がこれ全く基金条例に基づいて説明をしていただいていないですね。今回、私が考えて当てはまるんがこれ違うかなというのが、第1条のその他特別の財政需要ということなんです、その他特別の財政需要、ほんまにこれ今の京丹波町は一般会計120億円を超える予算の中で、ほんまに648万円なかったんですか、財源を充てるものが。その財源がなかったという説明をしてください。今の財政状況を。648万円もないという貧弱な財政ではないと思うんです、はっきり言うて。どっか捻出したら出てくると思うんですね。こんな基金取り崩しで全額充当するというこんな予算誰でもやりますよこんなこと。こんなプロのやること違いますよ。はっきり言うて。これ説明してください。特別な財政需要というのを。ほんまに648万円が京丹波町は捻出できなかったから取り崩したんやという妥当な説明してください。でないとなん得できませんね。

次、田中弁護士事務所ですね、住民訴訟を担当したかしてへんか調査してへんて、これも

やっといってもらわんとあかんと思いますね。ですから、他の選択肢がなかったんかということなんですよ。はっきり言いまして。648万円ということは、指名競争入札の対象となりますので、今回は私は先ほど総務課長が答弁されましたが、そんなことは随意契約でないと仕方ないと思っていますので、あの答弁はいらなかったんですけどね。この田中弁護士事務所は、入札の指名願を出しておるんですかね。

そして、予定価格も定めていなかったということ。相見積もりも取っていなかったということですね。今回の随意契約は、明らかに財務規則第119条の規定を遵守していないということになりますね。最もこの財務規則を遵守しなければならないのは、担当の総務課ですね。そういうことで、遵守せずに委託契約を締結したということでは理解してよろしいですか。

それと、この弁護士委託料648万円は弁護士事務所の見積額、実際は1,583万円やけども、顧問弁護士もしておるんでまけてもらって648万円になって安くなったという説明だったんですが、これは2人以上からの事務所からの見積もりを取っていないので、この弁護士委託料、まけてもらったいうても3分の1になったというても、実際適正な価格とは私は断定できない。認定できないと思うんです。648万円がほんまに適正な価格やという説明をお願いしたいと思います。

それと、訴訟費用で全額は戻ってきいひんということで、そうかも知れません。ですが、この費用について、また裁判を起こされるんですか、この相手方に全面却下を求める訴訟をされるんですか。その中に今回の弁護士費用を入れて請求をされるということの理解でよろしいんですか。それはっきりしてください。それだったら全額にしても半分でも戻ってきたらええと思いますんで、そういう措置をされるのかどうかということ。

以上、答弁お願いします。

○議長（野口久之君） それでは、暫時休憩いたします。10時50分まで。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まずはじめに、最初の答弁漏れの部分からですけど、過日配布しております住民訴訟の概要の中で黒塗りで個人名を伏せているというところがございますが、訴状によりますと、原告につきましても、代表者のお名前なりほか85名という形での表記をされておりますし、そういった部分につきましても、個人情報という観点もございましたので、町民86名あるいは黒塗りで個人名を伏せているということがございます。

それから、今後の進捗についてという部分ですけども、当然進捗状況等につきましては、議会にご報告をさせていただきたいと考えています。

それから、町が被告となった理由でございますけども、先ほど申し上げましたように、1月6日に補正という形で被告が当初は丹波地域開発㈱も載ってございましたけども、先ほども申し上げましたように、行政訴訟であるということで、相手先になりえないということから、取り下げをされているものでございますし、また京丹波町という名称が新たに被告となった点につきましては、京丹波町が相手方の訴状によりますと、京丹波町が補助金等を交付したというような形で、町という部分がそこに出てきておりますし、またその代表者であります町長の寺尾豊爾というところで、その公人の2名を相手方とされたというところでございまして、それ以上の部分につきましては、承知をいたしておりません。

それから、訴状につきましては、現段階におきましては、配布はいたしません。これにつきましては、こちらの裁判の状況等もございますので、こちらの判断といたしまして、配布はしないということでございます。

それから、財源がなかった理由ということでございますけども、今回の予算措置をする段階で、予備費の対応というものも当然考えられないことはないんですが、臨時会のタイミング等もございますし、また各予算、当初予算なり補正予算で予算付けをしております事業につきましては、事業に充てております財源につきましては、現在もまだその事業が執行中でありまして、そこで不用額が発生するかどうか精査をする時間も当然ございませんし、なにより予算付けをした事業というのは、しっかりと執行するという目的の元に上程をしているものでございますので、その部分で今回の裁判費用を生み出すということにはならないと考えておりますので、その点で財政調整基金の活用を取り崩しをさせていただいたところでございます。

それから、委任先の弁護士法人の田中彰寿法律事務所でございますけれども、こちらとは弁護士契約を過去から結んでおりまして、常にいろんな町内の問題等につきまして、ご相談をさせていただいているところでございます。また、その契約の中にも、当然通常の顧問弁護という部分ではございますが、それ以外に訴訟になった場合についても一言書かれておりまして、その際には当然弁護士料は別に請求をするということではございますが、その部分でもしっかりと明記をされておりますので、本町が敢えて弁護士さんと契約をさせていただくというのは何ら問題はないと考えております。

それから、今回随意契約という形になる訳ですけども、これにつきましては、時間的な余裕もないことですので、今言いました顧問弁護士でもあるということから、他の相手と契約す

るということよりも、こちらのほうが利便性が高いと判断したものでございまして、見積もりの価格でもって契約の予定の価格というふうにとらせていただいております。

それから、弁護士委託料の価格でございますけども、これにつきましては、今は廃止をされておりますけども、以前は弁護士さんの共通と言いますか、そういう費用の申し合わせと言いますか取り決めがされておったようでございます。それは既に廃止をされておまして、規程の方が残っているわけでございますが、その規程によりましたら、各事務所で価格等は設定をして、相談の契約をする場合には、しっかりと相手方に説明をし、提示をするというようなことで規程のほうもございまして、それらの点から考えましても、算定をされる額というのは、標準的な額ではないかと判断をいたしております。その上、本町が顧問弁護をお願いをしているという部分とか判断をいただいた上での金額の提示になったというふうにご考えております。

それと、結審後、こちらの裁判費用を相手方に求めるかという部分でございますけども、その考えはございません。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 京丹波町が被告になったということで、それで今までの説明で私が何故なったのか、言うたら訴状がコピーが出ていなんで分からないんで、この概要が粗方の話なんで、全然理解ができないんですね。ですから先ほどもコピーを求めたけど、コピー出しませんということでしたが、その中で答弁漏れがあるんです。訴状の請求の要旨というのがありますね、1から6まで。その中で京丹波町が請求をするということは、どれに該当するんかということを知りたいんですが、答弁がなかったんで、再答弁漏れということでご答弁して欲しいんです。

こういうこともありうるかと思いますが、これはもう一回顧問弁護士さんと協議して、京丹波町が被告から除外をされるということを裁判所に申し入れと言いますか、補正をするような手続きをしていただきたいと思います。

それと、黒丸で塗りつぶされておる部分の塗りつぶしておる理由が、町民86名も伏せてあるんやと名前が。ほんなら86名のところも黒丸にしたらどうですか、これ。特定できますね、86名ということになりますと。これも公開したらいいですよ、町民86名誰が原告で訴訟をされておるんかいうことを。それを伏せておるさかいこっちの個人的なもんは伏せるんやというそんな理由ありませんやろ。ないでしょう。そんなもん答弁になってませんやん。ですから、町民の原告86名も公開していただいて、この黒丸で伏せてある分の個人名か何

か知りませんよ、団体名なんか知りませんが、これは公開すべきだと思います。それについての答弁を求めます。

それから、この補正予算ですけども、これは予備費を充当する財政需要その他特別な財政需要があったからという説明ですけども、事業完了して精査ができてへんということですけども、それで財源を捻出するということはできるんですが、歳入予算全般について、今予算化されているもので、予算額より収入が上回っている精査がされたんですか。全部言うてくださいよ。今、予算額がこれだけで調定額これだけで、最終的な年度末の5月31日出納閉鎖までの見込み額はこれだけやという、これがゼロマイナス以下であったら、私は財政調整基金の取り崩しはやむを得ないと思うんですが、その調書を今、出してください。税務課長、町税の予算額、調定額で最終5月末の出納閉鎖までに予算額を超えるものがあるのかなのか、町税額が。それ調査されましたか。その見込みはどうなっておるのか。説明してください。私は、こういうような安易に財政調整基金を取り崩すのではなくて、予備費で当初予算で1,500万円計上されておりまして、私もどれだけ執行されておるかどうかわかっていないんですが、例えば648万円まだ残っているとしたら、予備費から充当するというのが緊急事態では一番妥当でなかったかなと思うんですよ。それは先ほど予備費の充当も何とかこうとか説明がありましたけど、もひとつ納得できなかったんで、私の今言っている見解について、総務課長の見解を求めておきます。

そして、最後の質問なんで答弁聞いてからしたいんですが、後がありませんので今言うておきますけどね、今後の財政調整基金の取り崩しですね、安易に取り崩すのではなく、他の市町村では、議会の議決を経てから処分する、取り崩すという条例もあるところもあるんで、こんな財政調整基金の目的を逸脱したような処分については私は反対でありますし、この財政調整基金の規定を遵守し、適正に基金を処分される、今後はされる考えはあるのかお聞きをいたしておきます。

それから、田中彰寿法律事務所ですが、住民訴訟を担当したことがあるのかなのかという問題で、調べたことがありませんと立派な答弁をしてもらったんですが、ホームページを見ますと相談事例には、住民訴訟はないと。されておっても事例に挙がっていないのか、そのホームページの事例には挙がっていないということなんで、確認しておいて欲しいんですけど、事務所のほうに。ホームページだけ見ますとないということなんで、先ほどから言うてますようにそういう担当したところも入れて入札をせんと、648万円を算定する基礎が変わってくるんですよ。ですから、2者以上の見積もりを取らなアカんとなっておるのに取ってませんと堂々と、財務規則第119条を遵守していないということになりますので、やはり

これは今後は2者以上の見積もりを徴取すると、なんぼ緊急であっても。これはやっていたきたいと、そのことについての答弁を求めておきます。

それから、訴訟費用についての訴訟は原告に対してしないということになりますが、全く返ってこないのか、先ほど一部は返ってくるようにおっしゃったんですが、勝訴した場合に。それがどれ位になるのかお聞きをいたしておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、1点目ですけれども、京丹波町が被告となった経過という部分でございますけれども、訴状の被告と、訴状の請求の趣旨の資料の部分では、被告と書かれておりまして、実際に訴状におきまして、京丹波町はというような記載となっているところでございます。町が補助金の交付をした、あるいは土地を購入したという部分での名称かと考えております。訴状につきましては、先ほども申し上げましたように、お配りはする予定は今のところございません。

それから、京丹波町を被告から除外することを裁判所のほうへ求めるという部分につきましては、一定弁護士さんとも相談をさせていただきたいと考えております。

それと、概要のところでは黒塗りをしている部分ですけれども、新聞等におきまして町民86名というような記載もされているところではございまして、個人さんの名前は明記はされていないということもございまして、一定個人の名称を使用することは現段階では控えたいというふうに思っております。

それから、予算の精査をして、今回の補正予算の財源とするために精査をしたのかというところではございますけれども、先ほども申し上げましたように、現在も事業については、執行を行っているところでございます。また、3月の定例会ですね、それに向けまして一定事業精査も行っている各課におきまして、事業精査も行っているところではございますけれども、現段階でこちらとしましては、まだ把握ができていないという状況でございましたので、予備費の充用あるいは補正予算という選択をさせていただいてございまして、補正予算というところで裁判費用につきましては、単年で終結しない可能性があるということで、報酬金なりの部分を債務負担行為を設定をしまして、予算と合わせて一般会計の補正を行ったものでございます。

それから、財調基金の取り崩しでございますけれども、これにつきましては、本町町政の円滑な運営を図るために財源が不足した場合に取り崩して利用も可能というふうにありますので、そういった意味で財政調整基金での活用を考えたところでございます。

それから、今回の委任契約の相手先でございますけれども、先ほども申しあげましたように、顧問弁護士でもあるということと、これまでからご相談を住民監査請求のとき以降ずっとご相談等もさせていただいている関係もございまして、今回顧問弁護士のほうにお願いをするということにしたところでございます。

それから、裁判費用でございますけれども、本町において弁護士さんをお願いして弁護していただいた部分というのは仮に全面勝訴という形になりましても、その費用というのはお支払いをするだけで、こちらのほうには返ってこないものでございまして、相手方が出されております裁判費用の部分につきましては、相手方でもっていただくというそういう趣旨でのお願いをしているところでございます。

以上です。

○4番（篠塚信太郎君） 答弁漏れ。税務課長、町税の関係で収入見込みを質問しました。それと他にもあるんで言うておきます。京丹波町が訴状の中でどのような請求を誰にするんかということが1から5まで全部それが入っているのか、入っていないのかということですね。これ答弁漏れですね。これははっきりしてくださいね。

それと、総務課長、収入全般にわたる収入見込み精査をやったんかやってへんのかということですね。現時点でやろうと思ったらできますわね。いつの段階でも3月の補正でなくても。これ、答弁なかったですね。したんかしてへんか。やった精査した調書を提出してください。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 平成27年度の町税の収入見込み額ですけども、最終税につきましては、例年3月の補正予算で一定の収入額を確定した段階で増額並びに減額の補正をさせていただくという取り扱いをさせていただいております。現在、その3月の補正予算に向けまして、内部で精査の係る事務を進めておる状況でございまして、具体的に細かい数字までは現在のところまだ調整中ということでございますけれども、税にかかります増加は一定見込んでおるということでございます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 訴訟の概要のところに出てきております被告というふうに書かれておりますのは、相手方が訴状の補正を行いました被告の部分につきましては、京丹波町長寺尾豊爾ということでございます。すべてそうなっております、京丹波町という名称については出てきていないというものでございます。

それから収入見込みの調査でございますけれども、改めて調査はしておりません。現在3月

補正に向けまして、各課におきまして事業の進捗等の調査等は、引き続いて実施をいただいているところでございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 着手金が648万円について質疑します。請求額6億700万円と同額で算定して、経済的利益を定めて1,583万円になると。その6割引で648万円になりましたよという説明だったと思うんですが、その方法ももちろんあるんですが、住民訴訟の場合、請求額と6億700万円と同額とせず、住民全体の利益のための訴えを起こすものであるから経済的利益の算定不能とするというケースも多々あるわけです。そのケースを適用した場合、800万円経済的利益で計算してもらって、800掛ける5パーセントプラス9万円、49万円を着手金とするというこういうケースもあるわけです。こういうことに関しては、相見積もりとか取られていたらもしかして出てきたのかも知れないんですが、こういったことも踏まえて6割引で648万円になりました。6割も引いてもらいましたよということではなくて、実際49万円で済んだかも知れないということも踏まえて、今回のことが算定されているのかということの答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 先ほど着手金等の費用の計算のところでは基準に照らして積み上げていけば1千いくらというふうに言いましたけども、その6割というような言葉は使っておりません。それは事務所のほうの最終的には判断ということになる訳ですが、一応経済的利益を6億700万円というふうに基準として各段階のパーセントを掛けて出された額について、顧問先ということもありますし、事案の種類という部分を勘案されての金額の提示であったというふうに思っております。

それから、今言われましたように、相見積もり等も取っていない状況でもございまして、その経済的な利益の額が適切かどうかという部分の判断になる訳ですけど、一定本町が訴えをされておきまして、6億700万円の支出した部分を取り返しなさいというようなことでございますので、当然弁護側からしましたら、その費用と言いますか6億700万円を取り戻す部分というのが、経済的利益に値するというふうに判断をされていると思っております。本町におきましては、6億700万円というのが丹波地域開発(株)への支援の必要性があって支出をしたものでありますので、その額を取り返せというようなことには断じてならないというふうに思っておりますので、その6億700万円という経済的な利益の額が不適切というふうにも考えておりません。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたいんですが、1点は今議論になっておることな
んですけども、着手金の問題で弁護士の委託料として今回648万円の専決処分をしたとい
うことになっておるんですが、その根拠としては、弁護士事務所から提示を受けたものとい
うことの説明でした。法が改正になりまして、全国的にも住民訴訟というのは各地域で起こ
っておるわけですけども、そうした全国的な住民訴訟の中で、そういう費用の問題について
も今の時代でございますので調査をして、どうなのかと。公金の支出ですんで、弁護士費用
といえども。住民の大切なお金をどうするんやと。支出を出来るだけ抑えるというのが当然
だと思うんですけど、そういう意味で調査をされて、そして弁護士事務所と話し合いをする
とか、交渉というか、話をされたのかどうか。その点1点伺っておきたいということござ
います。

今、山崎議員からあった経済的利益の問題で6億700万円ということございました。
考えてみれば、経営支援というお金と、それから6億700万円の中には土地の購入代金も
あるわけなんで、土地代金としては対価があるわけなんで、全く対価のない経済的支援とし
て行ったその金額3億2,529万円ですか、これをひとつの計算の基礎と、今の説明から
すればですよ。それが経済的利益になると思うんですが、そういうような考え方というのは
ないのかどうか、合わせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 近年、各地で住民訴訟というのは起こっておりますし、いろんな
事象が発生している部分につきましては、一定承知はいたしておるところではございます。
今回の委任の契約に関しましては、相談に行った際に見積もりも提示をいただいて、説明も
いただいたということでございまして、確かに一般的に見ても金額的な部分は非常に高額な
ものにもなっておりますけど、一定そういった基準等に照らして算定もされているという点
から、お願いをしたというところでございます。

それから、2点目ですけども、土地については、対価があるというような部分でもござい
ますけども、原告側から訴状が出ております内容につきましては、6億700万円、土地そ
れから補助金に関して、総額での返還という訴訟がされておりますので、当然それに対して
の経済的利益という考えになろうかと思えます。また、訴訟で一部認められない部分も出て
きますし、そういうことになりますと当然経済的利益の部分というのは、その判決によりま
して上下するものでございますので、それはその裁判の経過を見守ることになろうかと思っ
ております。現段階での契約での経済的利益という部分に関しましては、先ほど申し上げま
した総額が対象となるというふうに理解をいたしております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 648万円という根拠がですね、経済的利益ということなんですけども、いろんな調査をされたと、どうかということもあったんですが、全く今の答弁によりまずと弁護士事務所の提示を受けてそのままということだと思っんですけど、着手金ということなんです、いろんな準備をするということなんです。だから裁判をして勝訴とか敗訴とかあるんですけど、それに対しての成功報酬ですんで弁護士費用というのは。そういう面からいうと着手金は成功報酬ではないんで、その仕事を受けるという費用だと思っんですけど、勝訴してこそ経済的利益がちゃんと確保できたという解釈をすれば、非常に根拠としては648万円は高いと思っんですけども、そういう面からすると、この着手金や弁護士費用に対してこれまた高いということで、全国的にはそれにまた訴訟を起こすということも起こっておるようでございますけども、そういう面からいうと、慎重に公金を支出するということは、慎重の上にも慎重を期して精査をするということが基本だと思っんですけど、その点について、もう一度伺っておきたいと思っます。改めて、全国的なそういう住民訴訟の費用や裁判について調査をされたのか。また、監査請求をされてから弁護士事務所と相談されてきたという先ほどの答弁でした。全国的な例からしますと監査請求して、そしてそれが棄却されれば住民訴訟というのが、大体の流れになっておるわけでございますから、当初からそういう想定もされたと、できると思っんで本来十分な期間や調査をする時期があったんではないかと思っんですけど、その辺はどうなのかということ。

それからもう1点、債務負担行為の関係なんですけど、それぞれ期間、金額等もそれぞれ文章になっておるんですけども、一応期間としては事件の処理終了年度となっておるんですけども、委託をした弁護士から聞いておられると思っんですけども、大体裁判の期間の見通しですね。それから費用というのは、例えば勝訴したら大体どれ位ですよと。敗訴したらどれ位ですよということは当然、提示をされておると思っんですけども、その点についても伺っておきたいと思っます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 委任契約に当たりましては、これまでのそういった事例等の調査を元に行ったものではございません。顧問弁護士さんと協議をし、相談をさせていただいた結果でございます。

それから、住民監査請求以降、一定の期間はあったわけではございますけども、特にその間でそういった契約関係の協議なり、交渉はしてきておりません。

それから、裁判の期間がどれ位かかるかというようなことではございますけども、まだ一回

目の口頭弁論が終わったところでございまして、これから弁明の資料づくりと言いますか、そういったものに関わっていくところでございますので、どれ位で結審するかというような点につきましても、未確定でございます。そういうことで、債務負担行為の部分につきましても、そういう期間の設定を文言でさせていただいたところでございます。

それから、全面勝訴した場合でございますけれども、また報酬金というのが必要となってくるわけございまして、それにつきましては、経済的利益の額がその勝訴した内容にも関わってくることとなりますので、実際に総額いくらという部分はまだ見えてこないところでございます。ただ、提示をいただいておりますのは、報酬金につきましても、着手金と同様の考え方になっておりまして、各金額で同じように段階的に調整率というかパーセントが掛けられておりまして、表示をすることとなっております。経済的利益の額6億700万円を基準といたしまして、報酬金につきましては、2パーセントということで、全面勝訴の場合2パーセントということで契約をさせていただいているところでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 顧問弁護士の関係なんですけども、一応顧問弁護士の費用は予算に上がってきておるんですけど、どこの事務所と契約ということは議会の議決事項でもありませんので、それはそれぞれの町の裁量に任されておるわけなんで、どこの事務所と契約するかということも非常に大事な問題だと思いますんで、そういう点から言いますと、当然顧問契約をしておるということでございますけども、こういう訴訟などにおいて費用についてはもっと公金支出という立場からすれば、費用の軽減を図るという意味で話し合いをして最低限でもらうという姿勢が大事だと思うんです。そういう面からいうと、いろんな調査をして、そしてそのことについては話をしてもらおうということが基本だと思うんで、今後はそういうことが起こった場合に、あくまでも弁護士事務所から提示されたものだけを町としては払っていくという考え方なのかどうか、改めて伺っておきたいと思っておりますし、どれ位期間がかかるか分からんということでございますけども、そういうことからすると弁護士は変わらんかも知れませんが、担当者は変わっていく可能性はありますので、その辺は一つひとつチェックをしていくということが大事だと思いますので、改めてこの一つひとつの支出というのは公金なんだとそういう姿勢で対処すべきだと思いますので、その点について改めて伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 訴訟の委任という部分ですが、一定これまでの経過等から顧問弁護士さんと相談をする機会というのが多分でございますので、そういう流れで裁判のほうも

お願いをしたという経過もございますし、今後につきましても、方向としては変わらないというようにも思っておりますが、当然経費に係る部分でもございますので、そこら辺は最小の経費でもちまして、効果が得られるような形で取り組みを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 私も2、3お聞きをしておきたいんですけど、基本的なことをお聞きしたいと思うんです。今お聞きして私が聞き間違っているのか分かりませんが、財務規則第119条の規定に2人以上の見積もりを取る、それから予定価格を定めておく、この二つともしてないということをおっしゃったと思うんですが、これはこの第119条の約定を反しているということをお認めの上で、この専決をされたのかどうかということが1点お聞きしたい。

それから、過去を振り返ってみまして、例えば同じようにいろいろとあるんですが、予算について、予算とはどれ位重要なものかとお考えなのか。合わせて、この3月にも28年度の予算が出てくるわけですけども、その予算編成について、十分慎重にやられているのかどうか。安易に補正をしたらいいというようなことを考えておられるとは思われませんが、昨今の補正の出てくる内容を見ますと、確かに上位例規の変更とか、やむ得ないものもありますけども、時間の余裕があったんじゃないかなと思うような案件もあります。そのようなことを考えると、予算について若干認識が甘いのではないかなと思うんですが、その辺の見解をお聞きしたい。

それから、もう一つは議会の議決の重要性についての意識です。一つには、先ほど申し上げました規則とか規定の遵守をしておかないとだめだということですね。これに対する議会への認識が若干少ないんじゃないか。例えば、丸山橋のときも既に可決した議案が審議しなければならないようなことになる。事情はいろいろあるんですけども、やはり基本的には議会の議決がいかに重要かということの認識が足りないんじゃないかなというような気がします。合わせて、議会との関係ですが、議会とは一般的に言われるように、議会と行政とか執行部は車の両輪だといわれているんですね。そうしますと、情報は出来るだけ共有しなければならないんですが、その共有の必要性についての認識も甘いような気がします。今回もそうですけども、今回の議案につきましても、添付していただく資料があまりにも少ない。もう少し説明するための資料を親切に議会に出していただかないと困るというか、審議の仕様がな。だから、これだけ時間をかけて質問しなければならないということになると思うんです。要するに、もう一度言いますけど、規則に対する遵守のこと。それから予算編成に

ついでのこと。それから、議会に対する見解、この三つについて返答いただけたらありがたいです。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、1点目でございますけども、財務規則によりまして、随意契約の場合、明記をされているところがございますけども、今回の場合におきましては、金額的な部分もございますけども、一定入札に付すべき事案でないというのがまず随意契約に至ったところがございます。2者以上という部分については、これまでの経過を何度も申し上げておりますように、随意契約をお世話になります顧問弁護士さんとの協議の中で、一定金額等の提示もあって、それを受けさせていただくという形を取っておりますので、2者以上の者からの見積もりという部分にもなっていないというふうに思っております。

それから、随契の場合の見積もり徴取ですけども、なるべく2人以上の者からというふうに書かれておきまして、1者からというのがだめということにもなっておりませんので、その部分も措置をしたところがございます。

それから、予算の重要性でございますけども、予算につきましては、当然当初予算におきまして年間の必要な事業に要する額を各課で見積もり、積算をしまして、それを最終的に予算書という形で金額で計上してきておるものでございますので、基本的には、特に新しい事情とかそういったことが生じて予算の追加をお願いする場合は通常ではございますけども、事業を執行する上で組み替えでありますとか、廃止でありますとか、また追加でありますとかそういったことで1年間通して当初予算を守り抜くと、当初予算で執行するというのが難しい場合も出てきておりますので、そういったところで各議会におきまして、補正予算等をお願いしている経過がございます。そういうことで、決して補正で対応したらいいというような考えの元に、予算編成をしているものではございません。

それから、3点目に議会の議決の重要性という部分でございますが、一定予算なり条例とかその他工事案件でも説明をさせていただくときに、資料提供はさせていただいて説明をし、ご理解をいただいて議決をいただいているというふうには思っております。昨年もございましたけども、そういう工事案件とかで事後になっての説明とか、そういう部分もありました関係で、出来るだけ事前の調整と報告とそれから、速やかな資料提供という形で努めているところではございまして、今後におきましてもその考え方は変わらないところでございます。

○議徴（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 質問の1点目の、財務規則第119条については、抵触していないという見解なのかどうか、もう一度確認しておきたいと思っております。

それから、予算については、十分な検討をされていて、安易に補正で組んだらいいというよ
うなつもりは毛頭ないというお話でした。それは信じたいと思います。ただし、28年度の
予算において、安易な補正が出てきた場合、どうされるのか、その覚悟というか、十分認識
をしてやっていただけるというように思っておきます。

それから、もう一つ議会の議決に対することですが、一つは規則を守るといことは
第一にさせていただかなければならない。そうでないと、もしも規則が守れないような規則が
あるとしたら、規定があるとしたら、これは議会でその分を修正するなり改正をしておくこ
とが必要でないかと、このように思うわけです。過去のことで申し訳ないんですが、丸山橋
の件でも本契約の何パーセントは随意契約、任意にできるということにしておけば、ああい
う事態は起きないわけですから、修正、改正の必要な規則をもう一遍見直してもらって、あ
くまでも原則規定は厳守するというように、もしそれができないことが起きたら訂正、
修正、改正をしておくということをお願いしたい。そのようにされないかどうかということ
お聞きしておきます。

それから、もう一つ、議会へは十分な資料を提供をしているところおっしゃったんですけ
ど、本当に今回のこれに対する資料というのは全くないわけですよ。金額が648万円と提
示されただけなんです。これで十分な資料を付けて、審議をいただいていると言えるのか
どうか、もう一遍確認をしておきたいと思います。

そのことについて、再度質問しておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 予算の執行につきましては、財務規則に準じて行っております。

それから、十分な資料が出せていないという、これまでからのことでございますけども、
前回の丸山橋の関係の議会への報告等につきましてもですけど、工事の変更契約につきまし
ては、議会の議決を得たものにつきましても、当然議会の議決を得て変更すべきところでも
ございますし、今回のようにどうしても工事を先行してしなければならないとかそういう部
分というのが、これまでから生じておりました関係で、議会をすぐに開けないというところ
もありますので、専決の案件という部分について、こういった議会から委任を受けて、一部
工事の変更契約等も専決ができるようなそういったものにつきましても、検討をしていると
ころでございます。

また、今回のこの専決に関しまして、資料につきましても、確かに十分な資料とはいえない
かも分かりませんが、一定事業の概要等察知していただくというところで、訴状の趣
旨等の部分も参考資料という形で提出をさせていただいておりますので、今後におきまして

も、出来るだけ資料提供ができますように努めて参りたいと思っております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） うっかりしていたんですけど、相見積もりですね、もしも今回相見積もりを取っておられたら、先ほどから出ています経済的な利益の金額ですね、これはもしも2人からしておられたら、その方が全部6億700万円を経済的利益の金額に算出されておれば問題ないんですが、場合によっては、先ほど山崎議員から指摘がありましたように、算出できないので800万円の金額でというようなこともあったかもわからないわけですね。そういう意味では、そういう相見積もりが必要だというようなことをしているというのは、そういう規則を作っているというのは、それなりの根拠があるわけですから、それを全く無視して、必ずしもそうせえとは書いてないから構わないというような見解は、理解に苦しむと思います。

それから、その予算のことについては、そのようにお願いしたい。

それから申しあげましたように、工事契約の場合は、それなりの対応ができるように、検討しているということでございますので、出来るだけ早いことこういう問題の部分は改正をして、規定どおり予算の執行、事業の執行ができるように対応しておいて欲しい、おくべきだとこのように思いますので、返答は結構ですけど、是非早急にそのことに対応して欲しいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 篠塚議員の答弁漏れがあると思うんですが、私から言いましょうか。田中彰寿法律事務所は、入札指名願いを提出しているのか。それと関連してもう一個加えるならば、他の法律事務所からは入札指名願いは出ていないのかという点を、まず答弁漏れで答えていただきたい。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 田中彰寿法律事務所ほか弁護士事務所からの指名願いというのは、出ておりません。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今回、財務規則に第119条に抵触していないという考え方の元で随意契約をしたということなんですが、経済的利益の額に関しては、こちらでも計算できたわけですね。私も一昨日議案書をいただいて、今日までに計算できるようなものなので、ある程度こういったケースはこうなるけど、こうなるケースはこうなる、こういったケースでは経済的利益が不能、算定不能としてやっているというケースもすぐに見つかると思うんで

す。そういったことを踏まえて、田中彰寿事務所が出してきた額が648万円に対して、その額を受け取ったと。さっき6割引やと言うたんは私が計算して6割引に相当するという意味で言うただけであって、別に6割引やと答弁してもらったわけではないんですけども、それで648万円という額を見たときに、どういうふうにしたのか、答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 委任契約の段階で見積もりを提示をいただいたところですけども、事前に日弁連のほうで出されています、今は廃止になっておりますけども、裁判費用の弁護士費用の基準とか、そういったものも事前に確認はしておりましたので、通常そういった形で算定をされるものというふうに理解をしておりまして、提示をされました額というのが、その基準に則ったような形でございましたので、確かに経済的利益の額の部分が6億700万円というところでもございましたので、そういう額が出されるのではないかとというような予測もしていたところがございます。それ以外に、広く事例と言いますか、判例等も十分読んでおりませんでしたので、その段階では、そういう額だというふうに認識していたところがございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 2013年6月に奈良市の西ふれあい広場計画の土地取得をめぐる住民訴訟というのがあります。ここで、土地取得ですので、土地取得額として21億5,503万円と、これが損害賠償の請求額になったと。これと同額で基づいて経済的利益を算定すると莫大な額になる訳ですが、ここで契約した住民訴訟の契約というのは、弁護士の着手金は94万5千円だったというような事例があるわけです。これに関わって、県の市町村の総合事務組合の基金損失をめぐる住民訴訟が同じ県であって、そこではもっと高い弁護士の着手金が提示されていて、先ほど山田議員からもありましたけど、それをまた住民訴訟で弁護士委託料が高すぎるというような住民監査請求も行われているわけです。その県の市町村事務組合のほうで、奈良市の土地取得の住民訴訟と比べて着手金がずいぶん高いということで住民監査請求が行われている。こういったことが負のループで起こる可能性が当然あるわけですね。ですので、こういったことも踏まえて、今後弁護士着手金648万円というのが妥当なのかどうかというときに、ちゃんと判断できるようにしておいていただきたい。その考えがあるかどうか、答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） これまでの判例とか、そういった部分をしっかりと情報を収集をさせていただいて、今後の対応に生かしていきたいと思っております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

山田君。

○5番（山田 均君） ちょっと発言の許可をお願いします。

○議長（野口久之君） 今、討論終わった。

○5番（山田 均君） 討論は終わったさかいに。採決の前に。

○議長（野口久之君） はい、どうぞ。

○5番（山田 均君） 提案になっております承認第3号の専決処分の内容は、住民訴訟に対応するための弁護士委託料と債務負担行為であります。住民訴訟は、丹波地域開発㈱への6億700万円の経営支援について、町民の血税を使って公的支援はおかしいと86名の町民が勇気を持って、やむにやまれない気持ちで訴訟を起こされたものであります。私たち3名の議員も原告団の一員として加わっておりますので、この採決には加わらないことが妥当と考えますので、よって採決には退席することを表明します。

（坂本議員、東議員、山田議員 退席）

○議長（野口久之君） これより承認第3号を採決します。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）を、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって承認第3号は、原案のとおり承認されました。

（坂本議員、東議員、山田議員 復席）

○議長（野口久之君） 時間が迫っております。これより暫時休憩をいたします。

外に食べに行ってもらっても構いませんので、1時15分まで休憩といたします。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時15分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、同意第1号 京丹波町桧山財産区管理委員の選任についての質疑を行います。

山田君。

○5番（山田 均君） 1点伺っておきたいと思うんですけども、説明でもそれぞれの集落から選ばれて、定数は7人になっておりますので、1名は運営委員ということになっておいて、何も困らないということだったんですが、運営委員の選び方はそれぞれ8集落から選ばれた方の中から1人が運営委員ということになっておると思うんですけど、これは各集落の持ち回りでそういう申し合わせがあるのかどうか。わかっておれば伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 川島瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（川島勇人君） 三つの財産区一括なんですけども、それぞれ違いまして、順番制の財産区と、前回会長をした区の委員さんが運営委員さんに回る場合、それからひとつの区ずっと固定の財産区、三者三様になっております。桧山は順番制です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

同意第1号から同意第4号までについては、個人ごとに同意を得るのが本来の形ではありますが、案件ごとに一括して採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） ご異議なしと認めます。

これより、同意第1号を採決します。

この表決は、起立により行います。

同意第1号 京丹波町桧山財産区管理委員の選任について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって同意第1号は、原案のとおり同意されました。

○議長（野口久之君） 次に、同意第2号 京丹波町梅田財産区管理委員の選任についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、同意第2号を採決します。

この表決は、起立により行います。

同意第2号 京丹波町梅田財産区管理委員の選任について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって同意第2号は、原案のとおり同意されました。

○議長(野口久之君) 次に、同意第3号 京丹波町三ノ宮財産区管理委員の選任についての質疑を行います。

山田君。

○5番(山田 均君) 先ほど運営委員の選任のことについてお尋ねしたんですけども、松山は順番制ということで、梅田は固定をされているように思うんですけど、先ほどの答弁からしますと、三ノ宮財産区の場合には、会長をされておったところが運営委員になるということなのかどうか、改めて伺っておきたいと思います。

○議長(野口久之君) 川島瑞穂支所長。

○瑞穂支所長(川島勇人君) 三ノ宮につきましては、前回会長職の区が運営委員ということでございます。

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、同意第3号を採決します。

この表決は、起立により行います。

同意第3号 京丹波町三ノ宮財産区管理委員の選任について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって同意第3号は、原案のとおり同意されました。

○議長(野口久之君) 次に、同意第4号 京丹波町質美財産区管理委員の選任についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、同意第4号を採決します。

この表決は、起立により行います。

同意第4号 京丹波町質美財産区管理委員の選任について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって同意第4号は、原案のとおり同意されました。

○議長（野口久之君） 次に、議案第1号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）の質疑を行います。

山田君。

○5番（山田 均君） 補正予算の中にあります臨時福祉給付金のことについて、資料を配っていただいていると思うんですけど、説明資料の内容について、説明を求めたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） お手元のほうに、年金生活者等支援臨時福祉給付金の概要というA4横で両面刷り2枚のものをお配りさせていただいております。

今回補正予算にお世話になりますのは、1ページ目の左側①低所得の高齢者向けの給付金の部分につきまして、補正をお願いしているものでございます。

この制度の趣旨といたしましては、先ほど総務課長の補足説明にございましたように、一億総活躍社会の実現に向けてというところに記載されているとおりでございます。

支給対象者といたしましては、平成27年度簡素な福祉措置の対象者、いわゆる臨時福祉給付金の対象者の内、28年度中に65歳以上となる者ということで、生年月日で申しますと、昭和27年4月1日以前にお生まれになった方が対象となります。

基準日は、先ほど言いましたように今年度の臨時福祉給付金の対象者の内でございますので、平成27年1月1日ということになりまして、支給対象者1人につき3万円を支給するというところでございます。国のほうでは、できるだけ支給時期は、資料の最下段の米印のところ、①の給付金は28年3月から6月頃に支給をして欲しいというような説明会でのご案内でしたけれども、今回補正予算をお認めいただいた後に今後システム改修なり、申請案内の用紙の準備をさせていただきますので、最終的な受付開始日につきましては、今後定めます実施要綱によって、受付期間を明記してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

議案第1号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算(第6号)について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長(野口久之君) 次に議案第2号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

山田君。

○5番(山田 均君) 先ほど一部説明と言いますか聞いたわけですけども、配布してもらっております補正予算の資料ですね、内容について説明をお願いしたいと思います。

○議長(野口久之君) 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長(下伊豆かおり君) それでは、本日配布させていただいております資料の概要について、少しお話をさせていただきたいと思います。

最初にA4両面で配らせていただいております介護予防・日常生活支援事業、総合事業への移行についてというところでご説明させていただきたいと思います。

3月に移行時期を前倒しするという事を申し上げております。3月28日からミニデイサービスなどの介護予防事業、現在行っております介護予防事業を総合事業に位置付けるという予定でおります。また、要支援1、2の方のこれまでの予防給付を総合事業に移行することにつきましては、平成28年4月1日以降、介護認定の切れる方、また新規に要支援認定をお受けになる方から徐々に移行をさせていただきたいと考えております。

見直しの理由といたしましては、3点申し上げたとおり、利用者の選択肢が増えること。また、慢性的な介護人材、特にケアマネジャーの不足への対応になること。そして3点目に27年度中に移行することで、地域支援事業費の上限が最も有利になると見込まれることか

ら、見直しをさせていただきたいと思っております。

この上限額の考え方なんですけれども、これまでの地域支援事業の上限額の考え方は、介護予防事業と包括的支援・任意事業それぞれに保険給付費見込み額の2パーセント以内、更に全体で3パーセント以内というのが限度額の考え方であったんですけども、法律の改正またこの総合事業の導入に関わりまして、平成27年度からは保険給付費に準拠するのではなく、対象の予防給付、これは介護予防の訪問介護、通所介護の給付費及び介護予防事業の前年度の実績額に75歳以上人口の伸び率、3ヵ年平均を乗じる計算式に変更になっております。

それを元に再計算させていただきましたところ、その資料下段に書いてありますように、27年度中に移行した際が、地域支援事業費の上限額としては、最も有利であるということでございます。本町の場合、75歳以上の高齢者の人口が劇的に伸びるということにはなっておりませんので、他の都会とは少し様相が変わりまして、26年度実績額をベースに計算した際が一番有利になるということでございます。このことについては、計算式が変わったこと以外にも介護報酬の引き下げによりまして、改定されたことによりまして、今年度の見込み額を算定しましたところ、27年度中の移行が今後の事業展開にとりましても、余裕を持って取り組めるのではないかとということでございます。

それから、裏面のほうですが、移行によるサービスがどう変わるかということですが、真ん中辺にあるサービスの変更点というところを書かせていただいておりますが、予防給付の訪問介護、通所介護は、介護予防生活支援サービスの現行相当サービスということで、これまで同様のデイサービス、ホームヘルプサービスという形で考えております。報酬単価につきましても、現行と同様の単価で利用者さんのご負担も所得に応じて1割、または2割のご負担をいただくこととなります。

2段目以下のミニデイサービスとか認知症予防事業などのこれまで介護予防事業、二次予防事業として実施しておりました事業につきましては、通所型サービスA事業、または通所型サービスC事業として、同様に継続して総合事業の中で位置付けていくことといたしております。これにつきましても、利用者さんに急激な変更が生じないように参加費とかそのあたりをそのまま、現行のまま移行することといたしております。

3月28日年度末ぎりぎりなるということですが、それで実績があれば27年度中の移行になるということ京都府を通じまして国にも確認させていただいております、ただ今申しました理由から27年度中の移行にしたいと考えているところでございます。

参考資料といたしましては、別紙1は国が示しております資料でございます。その上のほ

うのグレーの部分と緑の部分、それを京丹波町用に書き換えたものが、別紙2になっております。平成28年3月には、これまでの二次予防事業を新しい総合事業として通所型サービスA、通所型サービスCというふうに位置付けていきたいと考えております。4月以降に介護予防給付の訪問介護、通所介護を受けておられる方がご希望された場合には、現行相当を継続するなり、また通所型サービスAとして、これまでの介護予防事業にご参加いただける見直しもできることとなりますので、そういう展開を考えております。

3ページ目の別紙3の資料は、これも国が介護予防、この総合事業のガイドラインの中で示したものでございますけども、上段の現行のサービス利用ですと、中ほどの要支援1、2に認定された方は、右側の予防給付しか受けていただけないこととなります。要支援1、2に認定された方は、これまで利用されていた介護予防事業には、もう参加できないというような枠組みの中での給付でございましたが、下段のほうの総合事業実施後の利用手続きになりますと、要支援1、2に認定された方も、例えば住宅改修ですとか、福祉用具購入の予防給付を受けながら、その下の介護予防・日常生活支援サービス総合事業の利用が可能になるということで、そういう意味で選択肢が増えるというふうに表現させていただいておりました。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今、資料の説明をしていただいたんですが、今の説明を聞いておりますと、利用者も含めてですけども、悪くなることはないというような感じを受けるんですけども、国が今度介護保険の改悪と合わせて、新総合事業と打ち出した中身というのは、結局要支援の訪問とか通所介護を保険給付から外して、市町村の事業に置き換えると、こういう中身だったと思うんですけども、それからすると今説明いただいた部分からは市町村が行う事業というのは、先ほどの資料でいうとどの部分が市町村が行う部分となるのかということと、それには費用が伴いますので、その費用については、一定国からの支援があるとは思いますが、町としてはどのような負担の割合になってくるのかお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） お手元の参考資料別紙1をご覧くださいと思います。

カラー刷りのものなんですけども、その一番左側に財源構成が示されております。これまでの予防給付、そして介護予防事業、緑色の枠で囲まれたところまでなんですけども、新しい介護予防総合事業に移行いたしましても、財源構成といたしましては、これまでと変わ

りないということで、同じような補助率がいただけるものと考えております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 歳出の11ページで、任意事業費で認知症サポーター養成事業というのが1万3千円上がっていますが、内容としては、どういったことの養成をされようとしているのかお伺いしたいのと、先ほどから自治体に移行する総合事業なんですけども、それぞれ受け皿となる事業所の体勢がしっかり取れているのかどうかということ。利用者さんにとっては、一番それが問題だと思います。利用料とかは、これまでどおりということでありましたが、なかなか受け皿ができなかったら、行きたくても行けないという事態も起きてくるんじゃないかと思うんですけど、その辺の心配はないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 認知症サポーター養成事業につきましては、この27日にもキャラバンメイトの養成をさせていただくんですけど、そちらに講師としてお世話になるサポーターを養成するために、講師としてキャラバンメイトさんに行っていた際の謝礼と、養成者修了を示すオレンジのリングの費用として、新たに追加をさせていただいています。

また、現在介護予防事業をご利用いただいている方が、総合事業に移行されましても利用者負担等は変わりませんので、これまで同様のご利用はいただけるものと考えています。

それから、事業所さんの関係の体制ですけども、これまでの介護予防の事業所にそのままお世話になることになっていきますので、その辺りも体制的には問題はないと考えております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 認知症サポーター養成事業でキャラバンメイトの養成ということの講師をしてもらうときの費用ということをお伺いしましたが、キャラバンメイトというその中身がもひとつ分かりづらいんです。筋力トレーニングのときに、行かせてもらったときに保健師さんからこういった紙もいただいたんですけども、これは養成どうですかというお伺いだと思うんですけど、なかなかそしたらいろんなところについて講師するのは難しいような気もしまして、こないだ私のところに来ていただいたのは、山下さん、クローバーさんから来ていただいて、そういった認知症の方を抱えたおうちを看たという経験をおっしゃられましたけど、そういった養成というのは、なかなか自分とこのことが上手に言える人があればいいんですけど、そういったことが進むのかなと。もちろんそういった経験をどんどん言っていて、もっと認知症を抱えておられる方が気持ち的に楽になるということが大事

だと思うんですけども、その点についてはどのように考えられておられるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それと、新総合事業に移行するときに、新たに認定の期間が更新のときに要支援1や2になったりするわけなんですけど、そのときにもうちょっと国としては、出来るだけ抑えようという傾向が見られるんです。できるだけ軽く見るというか、要支援1、2を外そうというような、そういったのは本町としてはそこまでは考えてはいないと思うんですけど、認定していただく方に同意をしっかりとしてもらわないとあかんと思いますので、その点の考え方もお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） キャラバンメイトさんにつきましては、今2月27日に京丹波町で養成講座を開催することとしております。例えば、小学校とか中学校の授業の中で認知症の理解をしていただくような認知症サポーター養成のときの講師を包括の保健師と一緒にやっていただいたりとか、先般ケーブルテレビで認知症に関わる特別番組も作成させていただいておったんですが、その中にもキャラバンメイトさんのアドバイスなり出演なりお世話になっているところです。なかなか一遍に講師になれるかどうかというのは難しいかも知れませんが、1人でも認知症に対する理解を広めていただく役として、厚生労働省のほうからもキャラバンメイトの養成を都道府県と一体になって取り組むということになっておりますので、今年度につきましては、27日に開催する予定で現在31名のお申込をいただいているところでございます。役場の職員研修の中でも、サポーター養成講座は、サポーターとして住民の方と接するためということで、今年度は2回開催をする予定になっております。

要介護、要支援認定の更新に当たっての考え方ですが、例えば、要支援認定をお受けになって、何も居宅とかのサービスを利用されてない方もいらっしゃいます。保険のために認定を受けておきたいという方もいらっしゃるわけではございますけども、認定をすべて拒否するということではございません。認定申請をしたいというご本人さんのご意思は尊重させていただきますが、実際にご利用いただくサービスにつきましては、十分ケアマネジャー、また保健師がご本人さんのご意向なり、ご家族の状況、また身体的な状況をしっかり見極めまして、ご本人さんと一緒に考えていくという方針でおります。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） ちょっと聞き漏らしましたのでお聞きします。

別紙2ですけれども、現行相当の介護予防サービス、また通所介護サービスですけれども、このサービスを利用するとともにあと通所型サービスAとかそういうふうに二つ利用できることができるのでしょうか。住宅改修とかについてはできるということでしたが、この枠の中で二つ利用できるのかお伺いしたいのと。

それから、上限額の年度比較ですが、この表を見させていただいたら27年度が一番事業費的に高くなっております。27年度に始めたら一番高い金額で計算がされるということですが、これはずっと3年間この金額を元に計算されるのか。それとも、年度ごとに前年度の計算した上限額が活用されるのか、お聞きしておきたいと思います。

それと、27、28、29年度と上限額で、28、29年度は見込み額ですが、書いてありますが、これまで介護予防給付、要支援1、2の事業費の伸び率は過去3年間でどれ位の率で伸びていたのか、同じ位だったのか、推移をお聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 別紙2の一番右側の緑の枠内ですけれども、訪問型サービス現行相当、通所型サービス現行相当というのは、一応プロによる支援になります。それと通所型サービスAというのは、緩和型といわれる分なんですけれども、現行相当のサービスをご利用いただいている方は、そちらを優先ということで、通所型サービスAとの併用はないというふうに今は考えております。

それから、上限額の関係なんですけれども、あくまでもこれは上限額として設定される金額であって、国・府の交付金等につきましては、実際にかかった、支払った額に対して率でかけて交付申請していただくことになります。ですから、この6,500万円に対して率がかかるものではございません。ただ3年間スタートした前年度の実績額に対しての枠を、この6,500万円の上限の枠を3カ年間確保できるという意味で一番有利というふうに考えております。

予防給付の推移なんですけれども、今手元に詳細な数字を持ち合わせておりませんので、ご容赦いただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今回の新総合事業の中身としては、非常にこれまでの基準を緩和していくということで、一つには人員の基準の緩和とか、運営の基準の緩和とか、そういうことがされていくということで、事業所においても報酬改定で収入が2割減になっておるということも起こってきておるということから、結局サービスの内容を一方的に決めることができるようになったということも新総合事業の中身だと思うんですけれども、そういうことから言

いますと、これまで必要なサービスが、介護で受けられるということが大前提だったんですけども、それが利用者が希望しても事業所が拒否ができることになると、介護の大原則が崩れていくということになるんですけど、そういうようなことはないのかどうかということ。今の時点では、事業所の判断の部分もあるので、しかし事業所も経営をせんなんわけですんで、そういう面でいうと、収入の問題があってそういうことが起こるのではないかと思うんですが、そういう場合に町としては、財源を特別に補填してそういうことが起こらないようにするとか、国は一定のガイドラインを出しておるわけですけど、そのガイドラインに合わない部分も当然出てくるわけなんで、そういう部分について町としては独自の施策をする場合には、当然財源を確保せんなんですけども、そういうことも含めて町としては対応しているかとされておるのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 現在のところ、どこの事業所さんも新総合事業につきましては、みなし指定ということで、去年の4月1日現在で受けたくないという意思表示をされない限りはみなし指定を受けていただいていることになっております。そのことについて、新総合事業の事業所としてやっていっていただくご意思は確認できていると思っております。

また、現時点で初めて総合事業に移行する際には、利用者さんに混乱が起きないようにということで、丁寧な説明をさせていただきながら、また事業所と連携をしながら一緒に作り上げていくことが大事かと考えております。今の時点で新たなメニューと言いますか、町単費でやる事業のことは、まずは現行事業をスムーズに移行させることを優先としておりますので、現時点で新たな単費事業を考えることは、まだ検討いたしておりません。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） もう1点お尋ねしておきたんですけども、全国の例として、モデル事業が行われておりまして、その指定をされた市町村で起こっておるのは、介護の卒業の取り組みをしておると。もうあなたは介護保険から外れますよとか、デイサービスは卒業ですよとか、そういうようなことを新総合事業に伴うモデル事業としてやられていることが報道もされておるわけでございますけども、そういうようなことがモデル事業で実際やられておって、国がガイドラインとしてそういうことを示すということになれば、より混乱も起こるし、デイサービスや介護を受けておられる方は、世話になっておるという気持ちがありまして、なかなか自分の意思を示せない方もあるし、周りの方もそういう気持ちの方が多いわけですけども、そういう中で本当に利用者や家族の方の声をしっかり聞いて、対応していくということが非常に大事だと思うんですけども、実際介護を卒業というようなことでモデル事業の

ところでは、卒業証書みたいなものを作って、あなたは自立ですよということをやっておることも報道されておりますが、そういうことからしますと、実際今利用されておる方は大きな不安を持っておられるわけでありましたが、そういうことはどうなのかということ。

それから、今回臨時会で提案された内容というのは、町民にとっても、また利用されておる方、介護保険に該当する方も出てくるわけですが、将来にとって大事な内容だと思うんですが、本来なら、例えば定例会であれば委員会で審議をしたり、いろいろ議論ができるわけですが、これ本会議で臨時会を出されて即決でという内容になってしまうわけなんで、内容の重大さからすれば、私はしっかり時間をとって内容の議論・審議をして、そして取り組んでいくべきだと思うんですけども、その点について見解を伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） モデル事業をやられたところが介護の卒業ということでやっておられるということでございますが、例えば私どもがやっております今回通所型介護サービスCに位置付けるすこやか体操教室というのは、原則1クール6ヶ月で、2クールまでということで、1年間通っていただいて、体力改善ですとか、生活機能改善をやっていただいております。その後、もっと集まりたいなという方のために、今年度から月1の会というので、今度は自分で来ていただいて、新たに同様の体力改善支援とか体操とかさせていただいているんですけど、元気になられた方はやはり新たな受け皿を今後作っていく必要がありますし、そのまま介護の状況が続くようであれば、通所型に移行していただくという形になるかと思っております。

いずれにしても、介護予防の考え方は総合事業においても重要になっているところで、また介護予防以前の健康づくりのところから、早期に介護にならないような健康づくりを介護保険係だけではなく、健康づくりの一環からも若い時代からそういう取り組みが重要になってくるかと思っております。

最後のご質問の臨時議会での対応の件につきましては、昨年の秋以来、いろいろ検討しておったんですけど、秋と言うか去年の夏からいろいろ検討しておったんですけども、最終的に事業所さんとか話し合いをさせていただいて、また包括ケア推進委員会でもご検討いただいた結果で3月中の移行ということをお決めいただく中で、臨時議会での対応となったということで、ご理解賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） もう1回お聞きするんですけど、上限額についてお聞きしますが、こ

の事業は27年4月から実施されたということで、課長の言われる3年間ということであり、27、28、29年はこの上限額、一番有利な6,400万円ですか、ここまでいったらこの上限に調整率を掛けて、その事業費が保証されるということなんですか。それ以降は、また対応が変わってくるのかどうかということ。

それから、65歳以上になりますと第1号の保険料を払っているわけですが、本来ならば、そういうことからしても、介護保険の給付の中から、そういう現行相当サービスを受けることが出来るということですので、なにもこの地域支援事業に移さなくても、普通の今までどおり給付が受けられていいはずなんです。あえてこの地域支援事業に回したということは、いろんなサービスが受けられるということではありますが、そんなに多く選択できるようなことにもなっていないように見えるんですが、このメリットはどこらへんにあるのか、合わせてお聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 上限額については、平成30年以降のことかと思うんですけども、30年以降のことについては、改めてまた示されると思っています。今回示されております考え方は、第6期介護保険事業計画中の上限額の考え方でございます。

総合事業につきましては、いずれにしましても28年度中にはすべての市町村が実施しなければならないということで、同じ実施をするのであれば、上限額も含めまして有利な間に移行していくのがいいのではないかと判断で決定しております。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○2番（東まさ子君） それでは、ただ今上程されております議案第2号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、反対の立場から討論を行います。

介護保険制度が始まって15年が経過いたしました。介護の社会化には程遠く、サービス利用抑制と利用者の負担増が続いております。そのような中、2014年6月に可決されました医療・介護総合法が昨年4月から実施されました。要介護2以下が特別養護老人ホーム申込から締め出されたのに続き、8月からは一部利用者への利用料2割への引き上げ、施設に入所する低所得者に対して、食費・居住費の負担を軽減する補給給付の対象の絞込みが実施されてきました。また、介護報酬の単価は基本報酬で4.48パーセントの削減。処遇改善加算を含めても2.27パーセントの引き下げで、介護現場には大きな影響を及ぼして

おります。今回の補正予算には、新たに介護予防・生活支援サービス費が予算化されました。これは要支援者への訪問介護と通所介護を介護給付から外し、市町村事業である地域支援事業、新総合事業に移行させるものでありますが、要支援者の保険給付の受給権を奪うものになるのではないのでしょうか。厚生労働省は、市町村事業に移行しても必要な人には専門サービスが提供されるとして保険外しには当たらないと説明しておりますが、保険給付では、被保険者に受給権が発生するので、市町村には給付義務が生じ、保険給付の対象となるサービスには法令により基準が決められ、質が担保されるとともに、予算が足りなくなっても市町村に給付事業がある以上、補正予算を組んで給付する必要があります。これに対して、市町村事業は、予算の範囲内で行うもので、市町村に給付義務はなく、予算が足りなくなれば、そこで事業は打ち切りとなります。財源的にも予防給付から移行する訪問、通所介護と現在の予防事業の合計額を基本に設定するとしておりますが、75歳以上の後期高齢者の伸び率、年間3から4パーセントといわれておりますけども、これを勘案した額を確保するとしております。しかし、現在の予防給付の自然増は全国的には5から6パーセントの伸びとなっております。要支援者に対する事業費を3パーセントずつ抑制していくこととなります。要支援者の保険給付費は、訪問、通所介護合わせて介護保険給付費全体の3パーセントあまりであります。介護保険料の抑制効果もわずかであります。長期的に見れば要支援者の重度化が進み、むしろ給付費の増大に繋がる懸念があります。新総合事業は、軽度者の切り捨てに繋がることを指摘するものであります。また、今回の提案は、住民にとって介護サービスがどうなっているのか重大な事柄であります。また、利用者にとっても今受けているサービスがどうなるのか不安が一杯であります。こんな重要な案件を臨時議会で、しかも即決で行うことは制度の内容を十分審議する時間を取って行うべきであると思っております。このことも指摘をいたしまして、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

梅原君。

○13番（梅原好範君） ただ今上程されております議案第2号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論を行います。

本議案については、移行時期の見直しを提案するものであり、その提案理由として、まず1点目、利用者の選択肢が増える。これについては、現状多種多様な利用者ニーズの隙間を埋める、やさしいサービスメニューの対応が期待できる有効なメリットとして受け止められるものであります。

また2点目に、慢性的な介護人材不足の回避が図られる。これにつきましても、現状各事

業所等では、慢性的なケアマネの不足が問題となっておりまして、ともすれば十分なサービスメニューを利用者に提供できない恐れもある現状でございます。これを深刻な課題が回避でき、歓迎するものと考えます。

また、3点目の地域支援事業費の上限額が有利となることが上げられています。これについては、円滑な事業運営に不可欠なものであり、かつ本町の戦略的な施策が伺われるものであり、歓迎できるものであります。利用者への提供の本来の具体的な利点が挙げられている反面、デメリットとしては前倒しによる膨大な事業量の増加により所管課のご苦勞が予想されるわけではございますが、本町の歩むべき将来像をしっかりと見定めていただきまして、担当課のご努力をよろしく願いますものがございます。こうした本町の介護関係にとりまして、移行時期を見直すことにより、よりよい介護現場が誕生、また向上しますことを強く望み、行政に求めまして、賛成とさせていただきます。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

議案第2号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（野口久之君） 以上で本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件は、すべて議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成28年第1回京丹波町議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

なお、この後この場において、全員協議会を開催しますので、よろしく願いをします。本日は大変ご苦勞様でございました。

午後2時06分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口 久之

〃 署名議員 森田 幸子

〃 署名議員 篠塚 信太郎